

第九十三回国会 衆議院 地方行政委員會議 第九号

昭和五十五年十一月二十八日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 左藤 恵君

理事 石川 要三君

理事 中山 利生君

理事 小川 省吾君

理事 石田幸四郎君

池田 淳君

小澤 潔君

片岡 清一君

久間 章生君

高村 正彦君

野呂 恭一君

五十嵐三三君

細谷 治嘉君

斎藤 実君

三谷 秀治君

出席國務大臣

自治 大臣 石破 二郎君

出席府委員

警察庁長官官房 長 金澤 昭雄君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 砂子田 隆君

本日の會議に付した案件
閉会中審査に関する件
地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○左藤委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、地方公務員法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。石破自治大臣。

地方公務員法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕
○石破國務大臣 ただいま議題となりました地方公務員法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。現在、地方公務員につきましましては、国家公務員と同様、定年制度は設けられていないのでありますが、近年、わが国人口の年齢構成が急速に高齢化しつつある現状に照らし、地方公共団体におきましても、高齢化社会への対応に配慮しつつ、職員の新陳代謝を確保し、長期的展望に立った計画的かつ安定的な人事管理を推進するため、適正な退職管理制度を整備することが必要であります。地方制度調査会等政府関係の調査会において、つとにその答申において定年制度の必要を認め、また、地方公共団体からも定年制度実施の要望が繰り返して行われてきたものであります。このたび、国家公務員について定年制度を設けるための国家公務員法の一部を改正する法律案が今国会に提出されましたので、地方公務員についても、行政の一層の能率の運営を図るべく、これと同様の定年制度を設けることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。
まず第一は、職員は、定年に達したときは、その定年に達した日から会計年度の末日までの間に於いて条例で定める日に退職することとし、職員の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めることとするものであります。ただし、特殊な職や欠員補充が困難な職に任用されている職員につきましましては、条例で別の定めをすることができるとしております。
第二は、定年による退職の特例であります。任命権者は、職員が定年により退職することが公務の運営に著しい支障を生ずると認めるときは、一年以内の期限を定めてその職員の勤務を延長することができるとし、必要がある場合には三年を限度として更新することができるとするものであります。
第三は、定年による退職者の再任用であります。任命権者は、定年により退職した者を任用することが公務の能率の運営を確保するため特に必要があるとき、一年以内の期限を定めてその者を再び採用することができるとし、その任期は更新することができ、定年により退職した日の翌日から起算して三年を超えてはならないこととするものであります。
第四は、以上の改正に伴う経過措置等であります。すなわち、定年制度の円滑な実施を確保するため、任命権者及び地方公共団体の長は所要の準備を行うものとすると、定年制度が実施される日の前日までにすでに定年に達している職員は、この制度が実施される日に退職するものとし、これらの職員についても定年による退職者の場合に準じて勤務の延長及び再任用の措置をとることができるとすること、県費負担教職員については、その身分及び任用の特殊性を考慮し、これを

再任用すべき地方公共団体を都道府県内のすべての市町村とすることとあります。
これらの改正は、昭和六十年三月三十一日から施行するものとし、定年制度の円滑な実施のための準備に関する規定は、この法律の公布の日から施行することといたしております。
以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。
何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
○左藤委員長 以上で本案の提案理由の説明は終わりました。
この際、暫時休憩いたします。
午前十時三十六分休憩

午後三時二十三分開議
○左藤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。
閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。まず、地方公務員法の一部を改正する法律案につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○左藤委員長 起立多数。よって、本案は、閉会中審査の申し出をすることに決しました。
次に
地方自治に関する件
地方財政に関する件
警察に関する件
消防に関する件
以上の各件について、議長に対して、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありません。

地方行政委員會議録第九号

昭和五十五年十一月二十八日

第一類第二号

ません。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、閉会中審査案件が付託になり、委員派遣を行う必要が生じた場合には、議長に対し、委員派遣承認申請を行うこととし、派遣委員、派遣地、派遣期間その他所要の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「（降任、免職、休職等）」に改め、同条の次に次の三條を加える。

（定年による退職）

第二十八条の二 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日に退職する。

2 前項の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする。

3 前項の場合において、地方公共団体における当該職員に關しその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより国の職員につき定められている定年を基準として定めることが実情に即さない認められるときは、当該職員の定年については、条例で別の定めをすることができる。この場合においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。

らない。

4 前三項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。

（定年による退職の特例）

第二十八条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、その職員に係る同項の規定に基づく条例で定める日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存在すると認められる十分な理由があるときは、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で期限を延長することができ、その期限は、その職員に係る前条第一項の規定に基づく条例で定める日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

（定年退職者の再任用）

第二十八条の四 任命権者は、第二十八条の二第一項の規定により地方公共団体を退職した者又は前条の規定により勤務した後地方公共団体を退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率の運営を確保するため特に必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を当該地方公共団体の常時勤務を要する職に採用することができる。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者に係る第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（必要な準備措置）

第二条 この法律による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）の規定による職員の定年に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。以下同じ）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に關し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第三条 職員（新法第二十八条の二第四項に規定する職員を除く。以下同じ）で同条第二項及び第三項の規定に基づく条例の施行の日（以下「条例施行日」という。）の前日までにこれらの規定に基づく定年として当該条例で定められた年齢に達しているものは、条例施行日に退職する。

第四条 新法第二十八条の三の規定は、前条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、新法第二十八条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年法律第 号」という。）附則第三條」と、「同項」とあるのは「同条」と、「その職員に係る同項の規定に基づく条例で定める日」とあるのは「昭和五十五年法律第 号附則第三條に規定する条例施行日」と、同条第二項ただし書中「その職員に係る前条第一項の規定に基づく条例で定める日」とあるのは「昭和五十五年法律

第 号附則第三條に規定する条例施行日」と読み替えるものとする。

第五条 新法第二十八条の四の規定は、附則第三條の規定により職員が退職した場合又は前条において準用する新法第二十八条の三の規定により職員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、新法第二十八条の四第一項中「第二十八条の二第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年法律第 号」という。）附則第三條」と、「前条」とあるのは「昭和五十五年法律第 号附則第四條において準用する前条」と、同条第三項中「その者に係る第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める日」とあるのは「その者が第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年として条例で定められた年齢に達した日」と読み替えるものとする。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第六条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「定」を「定め」に改め、同項の表第十六條第三號の項の次に次のように加える。

第二十八條 地方公共団体	市町村を退職した者
第四十一條 退職した者	当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村

附則第二十五條を附則第二十六條とし、附則第二十四條の次に次の一條を加える。

（定年退職者に係る経過措置）

第二十五條 第四十七條第一項（地方公務員法第二十八條の四第一項に係る部分に限る。）の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）附則第五條の規定の適用を受ける県費負担教職員について

て準用する。

理由

地方公共団体における行政の一層の能率的運営を図るため、定年制度を設けることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十五年十二月五日印刷

昭和五十五年十二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E